

世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月14日閣議決定) (抄)

アナログ社会を前提とした制度からデジタル社会を前提とした制度へと見直すべく、対面・書面交付が前提とされているサービスや手続きを含めて、IT利活用の裾野拡大の観点から、関連制度の精査・検討を行い、「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」を策定する。

IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会 規制制度改革分科会(平成25年10月～)

IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会の下に規制制度改革分科会が設けられ、アクションプランの策定に向けた議論・検討が開始された。

第2回分科会(平成25年11月)では、不動産取引における重要事項説明に際しての対面原則の見直し等について、国土交通省及び当該見直しを提案した新経済連盟からのヒアリングも行われた。

IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン

(平成25年12月20日IT総合戦略本部決定) (抄)

項目名	不動産取引における重要事項説明に際しての対面原則の見直し
制度の現状	不動産取引の契約に際して宅地建物取引主任者が行う重要事項説明は、対面で行うこととされており、インターネットを通じて行うことは認められていない。また、契約の際に交付が義務付けられている書面の電磁的方法による交付も認められていない。
対処方針	国土交通省は、インターネット等を利用した、対面以外の方法による重要事項説明について、具体的な手法や課題への対応策に関する検討に着手し、平成26年6月に中間とりまとめを行い、平成26年中に結論を得て、必要な方策を講じる。 また、契約に際して交付する書面の電磁的方法による交付の可能性についても検討を行い、平成26年中に結論を得る。